

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和4年2月24日（木）午後2時55分～午後3時45分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長 欠席者：会計管理者 説明員：企画政策課長、産業観光課長、健康推進課長、子ども子育て支援課長、図書館長
議 題	1 武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（案）について 2 武蔵村山市産業振興ビジョン（案）について 3 武蔵村山市健やかプラン（第三次健康増進計画・第三次食育推進計画・第二次母子保健計画）（案）について 4 武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画（案）について 5 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題1：原案のとおり決定する。 議題2：原案のとおり決定する。 議題3：原案のとおり決定する。 議題4：原案を一部修正の上、決定する。 議題5：特になし。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）  （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（案）について （企画財政部長説明） 武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（案）について説明する。なお、呼称については、「教育大綱」とさせていただきます。 教育大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定により、地方公共団体の長が策定することとなっている。 現在の教育大綱については、第二次教育振興基本計画と合わせて策定されているが、本年度をもって計画期間が満了となることから、第三次教育振興基本計画と合わせて、令和4年度から令和8年度ま

での5か年を計画期間とする教育大綱を策定するものである。

なお、第三次教育振興基本計画については、2月25日の教育委員会臨時会において決定をいただく予定のため、本日は教育大綱部分についてのみ御審議いただければと考えている。

具体的な内容については、企画政策課長から説明申し上げる。

(企画政策課長説明)

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(案)について説明

—説明省略—

(質疑等)

特になし。

(結論)

原案のとおり決定する。

## 議題2 武蔵村山市産業振興ビジョン(案)について

(協働推進部長説明)

武蔵村山市産業振興ビジョン(案)について説明する。

産業振興ビジョンについては、武蔵村山市第五次長期総合計画を上位計画として、関連する計画との整合・連携を図りながら、地域の経済の活性化に資するため本市の産業振興施策の方向性を示す計画として、今回新たに策定するもので、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間とするものである。

策定の経過については、令和3年に市内事業者及び市民を対象としたアンケート調査や事業者へのヒアリング調査を実施するとともに、学識経験者や市内商工業関係者や公募市民等で構成する武蔵村山市産業振興ビジョン策定懇談会及び庁内の関係各課で構成する武蔵村山市産業振興ビジョン策定委員会を設置し検討を行い、本年1月に策定委員会から市長に原案の報告をしたところである。

令和3年12月から令和4年1月にかけてパブリックコメントを実施したが、特に意見はなかった。

本計画については、令和4年2月7日に議会へ説明を行った際にいただいた意見等を踏まえ、その内容について決定するため、庁議に付議するものである。

具体的な内容については、産業観光課長から説明申し上げる。

(産業観光課長説明)

武蔵村山市産業振興ビジョン（案）について説明  
—説明省略—

（質疑等）  
特になし。

（結 論）  
原案のとおり決定する。

議題 3 武蔵村山市健やかプラン（第三次健康増進計画・第三次食育推進計画・第二次母子保健計画）（案）について

（健康福祉部長説明）

武蔵村山市健やかプラン（第三次健康増進計画・第三次食育推進計画・第二次母子保健計画）（案）について説明する。なお、呼称については、「健やかプラン」とさせていただく。

健やかプランは、健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」、食育基本法に基づく「市町村食育推進計画」及び母子保健法と健やか親子21（第2次）の趣旨を踏まえた「母子保健計画」に位置付けられる計画として、国及び東京都の計画との整合を図り策定するものである。

また、武蔵村山市第五次長期総合計画に掲げる「人と人との絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」の実現に向け、健康づくりに市民が主体的に取り組むための基本的な計画であり、福祉分野の地域福祉計画等関連する計画との整合・連携を図りながら進めていくものである。

現在の第二次健康増進計画・食育推進計画については、本年度をもって計画期間が満了となるため、令和4年度から令和8年度までの5か年を計画期間とする、健やかプランを策定することから、その内容について御審議いただきたい。

具体的な内容については、健康推進課長から説明申し上げる。

（健康推進課長説明）

武蔵村山市健やかプラン（第三次健康増進計画・第三次食育推進計画・第二次母子保健計画）（案）について説明

—説明省略—

（質疑等）  
特になし。

(結 論)

原案のとおり決定する。

議題 4 武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画（案）について

(教育部長説明)

武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画（案）について説明する。

平成13年12月に施行された「子ども読書活動の推進に関する法律」により、「市町村は、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない」とされており、努力義務が課せられている。

このため、本市では、平成19年2月に第一次となる「子ども読書活動推進計画」を、その5年後の平成24年3月に「第二次子供読書活動推進計画」を、平成29年3月に「第三次子供読書活動推進計画」を策定し、施策を推進してきたところである。その第三次計画が令和3年度をもって計画期間が満了することから、令和4年度を初年度とし、令和8年度までの計画期間が5年間の第四次計画の策定を進めてきた。

策定経過については、庁内に課長職で構成する策定委員会及び係長職で構成する作業部会を設置し、検討を進めてきたほか、図書館協議会及び子供読書活動推進委員会からも意見をいただき、計画の素案を取りまとめたところである。

また、市民の意見を反映するため、令和4年1月6日から2月5日までパブリックコメントを実施した結果、市民からの意見は、1件寄せられた。

本計画を策定するに当たり、庁議においてその内容を御審議いただきたいことから、この度、付議したものである。

具体的な内容については、図書館長から説明申し上げる。

(図書館長説明)

武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画（案）について説明

—説明省略—

(質疑等)

- 本計画の中で、「デイジー図書」や「ブックトーク」、「ビブリオバトル」等の言葉が使われているが、用語の説明があった方がよい。
- 再度確認し、解説や注釈を記載する。
- 10ページの「(4) 武蔵村山市図書館・市立施設の取組の現状と課題」の中で、2段落目に「資料の収集としては、平成28及び29年度は…」と記載されているが、ここでは児童書のことを指して

